

# 楽天コネク ト Storm サービス利用規約

令和7年4月1日

楽天モバイル株式会社

## 目次

第1条（規約の適用）	3
第2条（規約の変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第4条 削除	3
第5条（サービスのライセンス）	3
第6条（本サービスの提供地域）	4
第7条（契約の申込み）	4
第8条（契約の単位）	4
第9条（契約申込の方法）	4
第10条（契約申込の承諾）	4
第11条 削除	5
第12条（権利の譲渡の禁止）	5
第12条の2（債権の譲渡）	5
第13条（契約者が行う契約の解除）	5
第14条（当社が行う契約の解除）	5
第15条（その他の提供条件）	5
第16条（オプションの提供）	6
第17条（利用中止）	6
第18条（利用停止）	6
第19条（利用の一時中断）	7
第20条（通信利用の制限等）	7
第21条（通信時間等の制限）	7
第22条（料金の分類）	7
第23条（使用料の支払義務）	7
第24条（料金の計算方法等）	8
第25条（保証金）	8
第26条（割増金）	9
第27条（延滞利息）	9
第28条（契約者の切分責任）	9
第29条（責任の制限）	9
第30条（免責）	10
第31条（承諾の限界）	10
第32条（利用に係る契約者の義務）	10
第33条（契約者からの通知）	11

第 34 条 (法令に規定する事項)	11
第 35 条 (債権譲渡)	11
第 36 条 (準拠法及び裁判管轄)	11
第 37 条 (優先言語)	11
第 38 条 (会社名等の取扱い)	11
第 39 条 (反社会的勢力の排除)	12
第 40 条 (定めのない事項)	12
別記	14
料金通則	18
第 1 表 附帯サービスに関する料金	21
別紙	23
別紙 2	233
附 則	24

### 第1条（規約の適用）

当社は、楽天コネク ト Storm サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりクラウドPBX機能である 楽天コネク ト Storm サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスは、当社が別に定める IP データ通信網サービス契約約款に定める音声通信契約、または電話サービス等契約約款に定める直収電話契約（以下総称して「音声契約」といいます。）を締結している者に提供します。ただし、本サービス提供について当社が認めた場合は、この限りではありません。

### 第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

### 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
クラウドPBX	PBX（電話交換機）機能をインターネット上で提供することをいいます。
本契約	当社から楽天コネク ト Storm サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
契約者識別番号	契約者を識別するために当社が付与する番号
ライセンス	契約者が本サービスを利用するための譲渡不可能な権利
個人情報	生存もしくは死亡した個人に関する情報で、次のいずれかに該当するもの。 ・氏名、生年月日その他の記述等で、文書、画像、もしくは電子データ等として記録される、又は音声、動作その他の方法を用いて表現される、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。） ・個人識別符号（文字、番号、記号その他の符号であって政令で定められるもの）が含まれるもの

### 第4条 削除

### 第5条（サービスのライセンス）

当社は、契約者の請求に応じて、本サービスの提供を受けるためのライセンスを契約者に付与します。

#### 第6条（本サービスの提供地域）

当社の本サービスは、別記1に定める提供地域において提供します。

#### 第7条（契約の申込み）

契約の申込みをするときは、当社が指定する方法により行っていただきます。この場合、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」といいます。）に基づき確認記録の作成に必要な書類（以下「取引時確認書類」といいます。）の提出を求める場合があります。

#### 第8条（契約の単位）

当社は、1の申込み毎に本契約を締結します。この場合において、契約者は、1の本契約につき1の法人に限ります。

#### 第9条（契約申込の方法）

本契約の申込みをするときは、当社が指定する方法により行っていただきます。

#### 第10条（契約申込の承諾）

当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本契約の申込みをした者が、第7条（契約申込み）の条件に適合しないとき。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 本契約の申込みをする者が、第39条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき。
- (4) 本契約の申込みをする者が、犯収法に基づく取引時確認書類の提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反すると当社が判断したとき。
- (5) 本契約の申込みをする者が、警察等公的機関の要請により本契約の締結を制限されている者であるとき。
- (6) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負いません。

## 第 11 条 削除

### 第 12 条（権利の譲渡の禁止）

契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

### 第 12 条の 2（債権の譲渡）

当社は、本規約の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る当社債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はその旨を予め承諾するものとします。

### 第 13 条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、当社が別途定める手続に従い、解約を希望する月の 60 日前までに通知することにより、本契約を終了することができるものとします。

2 本契約の解除は、契約者が希望した日を含む月末に行うものとし、契約者は、解除の行われた月の月末までの利用料及び工事費等を支払うものとします。

### 第 14 条（当社が行う契約の解除）

当社は、第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 18 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止しないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

4 契約者について、支払停止、銀行取引停止処分、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立て、その他これらに類する事由が生じたときは、当社は直ちに本契約を解除することができます。

### 第 15 条（その他の提供条件）

本契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 7 に定めるところによります。

2 本規約の定めにとらえず、地位の承継は行いません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。この場合には、別記 2 に定める通りに扱います。

#### 第16条（オプションの提供）

当社は、契約者から請求があったときは、次項乃至第4項の規定及び当社が別に定めるところによりオプションを提供します。

2 オプションの提供条件は、本規約の各規定が適用されるほか、以下の各号に定めるオプション毎の特記事項（以下「特記事項」といいます。）の規定が適用されるものとします。なお、本規約の各規定をオプションの提供条件に適用するにあたっては、本規約中の「本サービス」を「本オプション」と読み替えるものとし、また、本規約の各規定と特記事項の規定が矛盾抵触する場合には、特記事項の規定が優先して適用されるものとします。

（1）【Storm RTAS】 別紙2記載の特記事項

3 当社は、そのオプションの利用の停止又は廃止を行うことがあります。

4 本契約が終了した場合は、オプションの提供も終了します。

#### 第17条（利用中止）

当社は、次の場合には、その本サービスの利用を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

（2）契約者が第6条（本サービスの提供地域）に違反し本サービスを利用していることが判明したとき

（3）第20条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第18条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金であって割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その本サービスの一部変更又は全部の利用を停止することがあります。

（1）料金その他の債務（他社接続回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

（2）第33条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき

（3）第25条（保証金）に規定する保証金を預け入れなかったとき

（4）契約者が申込みの際に当社に届け出た情報に変更が発生した場合に、速やかに当社に変更の内容を届け出なかったとき。

（5）前号までのほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当

社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知するものとします。
- 3 当社は、契約者が、当社が提供する他のサービスの契約者である場合、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、本サービスの利用を停止することがあります。

#### 第 19 条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用を一時中断します。

#### 第 20 条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信が着信しないことがあります。

#### 第 21 条（通信時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

#### 第 22 条（料金の分類）

当社が提供する本サービスの料金は、初期費用および月額基本利用料、ならびに各種手数料とします。

- 2 当社は、契約者の要望に応じてシステムの構築や、設定、トレーニング等を行う場合には、本規約に定める以外の費用を見積もり、契約者に請求するものとします。

#### 第 23 条（使用料の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む歴月までの期間について、月次で支払う事としている料金（本サービスの料金のうち月額基本利用料であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

（1）次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（本サービスが提供する全ての機能が利用できない状態もしくは、全く利用できない状態と同程度の状態になる状態を含みます）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの月額基本利用料として定められている料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスの月額基本利用料として定められている料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第 24 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### 第 25 条（保証金）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。ただし、契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

(1) 本サービス契約の締結を行った者

(2) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者

(3) 本サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれのある者

2 保証金の額は、月間の予想料金の額に応じて当社が別に定める額とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、契約者が本規約の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当するこ

とがあります。

- 5 当社は、本サービス契約の解除等保証金を預け入れた事由が解消した場合には、保証金をその契約者に返還します。この場合において、その契約者が本規約の規定に基づき当社に支払うべき金額があるときは、返還する保証金をその支払うべき金額に充当します。

#### 第 26 条（割増金）

契約者は、本規約に定める料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第 27 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第 28 条（契約者の切分責任）

契約者は本サービスを利用することができなくなったときは、契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は確認のための試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の設備に故障がないと判定した場合において、故障の原因が契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその試験に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、試験に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第 29 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（本サービスが提供する全ての機能が利用できない状態もしくは、全く利用できない状態と同程度の状態になる状態を含みます）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）に

ついて、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本利用料として定められている料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

### 第30条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）に定めるほか、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、本規約等の変更により契約者設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。
  - （1）本サービスに何ら不具合を生じないこと
  - （2）本サービスの提供が当社の意図に寄らず中断されないこと
  - （3）本サービスの不正利用がないこと
- 4 本サービスを通して行われる情報やデータの通信については、全て契約者の責任においてなされるものとし、その結果生じた契約者のコンピューターへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。
- 5 本規約に定める利用に係る契約者の義務に違反した場合に発生した契約者の損害は、契約者に責任があるものとします。
- 6 契約者が、契約者識別番号及び暗証番号を紛失・盗難又は第三者が容易に知り得る状態においたことで生じた本サービスの不正利用により契約者に発生した損害について、当社は免責されるものとします。

### 第31条（承諾の限界）

当社は、契約者から請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。ただし、本規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

- 2 本規約の定めが無い事項で且つ、契約者がサービスの利用のために行う本サービスの改造等の請求もしくは契約者設備等の当社による改造等の請求があった場合、当社は契約者に事前に見積もりを提示した上で、費用の請求を行います。ただし、この場合であっても、前項の規定は適用されます。

### 第32条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が本サービスの提供のために提示する情報を他者へ公開しないこと
  - (2) 故意に通信を保留し、当社設備に負荷をかけないこと
  - (3) 当社が本契約に基づき提供する情報およびプログラム等を善良な管理者の注意をもって管理すること
  - (4) 当社を含む他者の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他者の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別番号等及び暗証符号を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 前項までに定めるほか、別記4に定める「本サービスにおける禁止事項」に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

#### 第33条（契約者からの通知）

契約者は、第9条（契約申込の方法）に規定される事項に変更があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

#### 第34条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第35条（債権譲渡）

契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

#### 第36条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は、日本法とします。また、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第37条（優先言語）

本規約が他の言語に翻訳されたかにかかわらず、本規約の正本は日本語版とし、他の言語に優先するものとします。

#### 第38条（会社名等の取扱い）

当社は、契約者の名称等（広く一般に公表されている会社名等の情報に限ります。）当

社との契約の有無、及び当社との取引状況に係る情報等、当社及び楽天株式会社とその会社法で定める子会社等、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 法令で許容されている範囲及び手段で当社等の提供する商品若しくはサービス及びキャンペーン、イベント等のインセンティブプログラムに係る情報発信又は当社等の商品やサービス紹介等の営業、広告並びに販売促進活動を行うため
- (2) 当社等の既存のサービスの品質向上や新規サービスの研究開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータをマーケティング等に活用するため

#### 第 39 条(反社会的勢力の排除)

契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告をすることなく直ちにサービスの提供を中止し、契約を解除することができ、契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

#### 第 40 条(定めのない事項)

当社及び契約者は、本規約の適用対象である本サービスについて、誠意と責任をもって迅速且つ安全・確実に、本規約に定める自らの義務を履行しなければならないものとします。

2 当社及び契約者は、本規約に定める本サービスの提供業務の遂行が両者間の誠意ある協力の上に成り立つことを確認し、合意します。

- 3 本規約に疑義が生じた場合、当社及び契約者は真摯に協議を行うものとし、課題が生じた際には、協力して解決にあたるものとします。

(以下余白)

## 別記

### 1 本サービスの提供地域等

- (1) 当社の本サービスは、次に掲げる提供地域において提供します。

日本国内に限る
---------

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 当社は相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、契約者の本契約上の地位の承継を認めます。
- (2) 相続人又は法人の合併により前項に基づく契約者の本契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、本約款に定める契約申込の方法に定める事項を当社に届出いただきます。
- (3) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 前項の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (5) 当社は第1項に基づき契約者の本契約上の地位の承継をした者が本約款に従い承諾をしない規定に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができません。

### 3 契約者の登録情報の変更

- (1) 契約者は、その契約の申込みに際して当社に届け出た事項について変更があったときは、そのことを速やかに、当社に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 4 本サービスにおける禁止事項

契約者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、

又は結びつくおそれの高い行為

- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、或いはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用又は運営に支障を与える行為、或いは与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼するを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

## 5 契約者に係る情報の利用等

(1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又は本サービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

- ア 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）
- イ 当社サービスに利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務
- ウ 課金計算に係る業務
- エ 料金請求に係る業務
- オ 利用停止及び契約解除に係る業務
- カ 保守又は障害対応などの取扱業務
- キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
- ク 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
- ケ 市場調査及びその分析に係る業務
- コ その他当社の営業に関する通知

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和5年5月18日個人情報保護委員会・総務省告示第5号、以下同じとします）第15条に定めるところにより、当社が定める当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいいます。当社は同ポリシーをホームページにおいて公表します。

- (2) 当社の情報セキュリティ全社管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。
- (3) 本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。
- (4) 契約者は（1）～（2）に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用すること、ならびに（3）に定めるところにより当社が契約者に係る情報を当該第三者に開示、提供することに同意していただきます。
- (5) 契約者が本サービスの利用にあたり自ら登録した情報であって、アクセス制御が施されているものについては、当社は、参照、閲覧等して利用しないものとします。ただし、当社が本サービスを運営するために必要な範囲で参照が必要となることがあり、当該情報が個人情報に該当する場合には、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

## 6 情報セキュリティ

当社は、本サービスの設備を当社基準による情報セキュリティの確保の上、運用するものとします。

#### 7 当社が付与する契約者識別番号および暗証符号（以下、「識別番号等」といいます。）の取り扱い

- (1) 契約者は、善良なる管理者の注意をもって識別番号等を管理するものとします。
- (2) 契約者の管理の事情によらず、識別番号等が第三者に不正に利用されていることが判明した場合、契約者は当社に速やかに届け出るものとし、当社は当該識別番号等が利用できないように措置を講じます。ただし、当社が措置を講じる前後を問わず契約者に発生した損害は契約者が負うものとします。
- (3) 当社は、当該識別番号等が契約者以外の第三者の利用であることが明らかな場合には、当該識別番号等の利用を契約者に通知する前に停止することがあります。この場合でも、当社が本サービスを停止することによって生じた契約者又は第三者の損害を保証しません。

#### 8 二段階認証機能

契約者は、セキュリティ強化のために、二段階認証を利用することができます。

- (1) 二段階認証は、利用者の携帯電話番号登録やメールアドレスを登録することで、異なる端末等からログインしたときに正しい利用者がログインしていることの認証を求める機能になります。
- (2) 二段階認証の利用は、任意となりますが、この機能を利用しなかったことについて、契約者に生じた不正ログイン等の損害については、一切当社は責任を負わないものとします。
- (3) 二段階認証による不正ログインの通知があった場合には、直ぐに当該利用を中止し、契約者は当社に速やかに届け出るものとし、当社は当該識別番号等が利用できないように措置を講じます。ただし、当社が措置を講じる前後を問わず契約者に発生した損害は契約者が負うものとします。

## 料金通則

### (料金額の表示)

- 1 本契約に係る料金額の表示は税別額（消費税相当額加算しない額をいいます。以下同じとします。）を表示します。

### (使用料等の設定)

- 2 本契約に係る使用料は当社が別に定める音声契約に基づく通話料等を除きます。

### (料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従い1料金月として計算します。
- 4 当社は、月額で定める料金（以下「月額基本利用料」といいます。）を、次の通りに扱います。

（1）本サービスの利用開始月および契約解除月において、日割り計算による月額基本利用料の減額を行いません。利用日数にかかわらず、月額基本利用料の満額を請求いたします。

（2）料金月の初日以外の日には本サービスの変更等があったときには、変更のあった日を含む暦月の月額基本利用料は変更前の月額基本利用料の請求を行い、翌暦月から変更後の月額基本利用料の請求を行います。

（3）第23条（使用料の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときには、その支払いを要しない料金を減額し請求します。既に支払い済みの料金の減額がある場合には、次の請求額を減額します。

- 5 4の規定による月額基本利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第23条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

### (端数処理)

- 7 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金および関連する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(請求書等発行手数料及び支払手数料)

9 契約者は、契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金等に係る料金又は工事に関する費用を当社が請求する場合に、第1表 附帯サービスに関する料金 1 請求書等発行手数料、及び 2 支払手数料に規定する手数料の支払いを要します。

(再請求書発行手数料)

10 契約者は、料金に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、料金通則 第1表 2 に規定する手数料を支払っていただきます。

11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の繰越払い)

12 当社は、契約者の1料金月の支払額(本規約で定める料金又は工事に関する費用とします。以下この規定において同じとします。)が税込0円超え3,000円以下の場合、当社が別に定める場合を除いて、その料金月と翌料金月の支払額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、この場合、その1の料金月及び翌料金月の支払額を合計しても税込3,000円以下であったときは(翌料金月が0円の場合も含まれます。)、その1の料金月、翌料金月と翌々料金月(翌々料金月が0円の場合も含まれます。)の支払額を、当社が別に指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括後払い)

13 当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

14 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 14 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

15 第23条(使用料の支払義務)の規定その他本規約の規定により当社が別に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、当社が別途定める税別

額に消費税を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 附帯サービスに関する料金

1 請求書等発行手数料

1-1 適用

区 分	内 容
請求書等発行手数料の適用	請求書等発行手数料については、本規約の規定により支払いを要することとなる利用料金（請求書等発行手数料を除きます。）又は工事に関する費用を契約者に請求する際に適用します。

1-2 料金額

単位	料金額（税別）
1の請求ごとに月額	100円

2 支払手数料

2-1 適用

区 分	内 容
支払い手数料の適用	支払手数料については、本規約の規定により支払いを要することとなる利用料金（請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。）又は工事に関する費用を契約者に請求する際、2-2 料金額 の（3）に規定する支払方法の場合に適用します。

2-2 料金額

料金等の支払方法の区分	単位	料金額
（1）クレジットカードによる支払い	1の請求ごとに月額	無料
（2）金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い		無料
（3）当社預金口座への振込みによる支払い		200円
備考		
1（1）による場合は、その支払いに係るクレジットカード会社の承認を取得できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。		
2（2）による場合は、その金融機関の預金口座又は自動払込みによる口座振替等が確認できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。		

ます。

3 (3) による場合は、その振込みに係る金融機関の定める振込みの手数料（実費）については、契約者の負担となります。

### 3 再請求書発行手数料

#### 3-1 適用

区 分	内 容
再請求書発行手数料の適用	この規約の規定により支払いを要することとなる料金（再請求書発行手数料を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）に請求書を発行した場合に適用します。

#### 3-2 料金額

1の契約ごとに

料金額（税別）
191 円

## 別紙 システムインテグレーションおよび機器の販売に関する当社の責任について

当社は、本サービスの提供に際し、契約者の要望に応じてシステムの構築、ネットワーク機器の設定およびトレーニング等（以下「システムインテグレーション」といいます。）の提供および機器の販売を行います。システムインテグレーションおよび機器の販売に関する当社の責任について以下に定めます。

1 システムインテグレーション（機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事及び保守サービスを含みます。）および機器の販売に際し、当社の責めに帰すべき事由により、当社が契約者に損害を与えた場合は、契約者は、システムインテグレーションおよび機器の販売に関する料金の額（機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事又は保守サービスの場合はその額）を限度として、契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害の賠償を請求することができるものとします。

2 契約者がシステムインテグレーションおよび機器の販売に関する瑕疵もしくは数量不足等を発見した場合であって、契約者が引渡しを受けた後 7 日以内に契約者からの通知が当社に到達しなかった場合は、システムインテグレーションおよび販売した機器は瑕疵及び不足なく契約者に引渡されたものとみなし、当社は以降の責任を負わないものとします。

3 契約者の責めに帰すべき場合を除きシステムインテグレーションにおける設定、機器の設置工事、若しくは移転又はその他の変更に係る工事および当社が販売した機器に瑕疵が発見されたときは、契約者がその旨を当社に申し出ることにより、当社は補修の義務を負うものとし、その担保期間は、引渡しの日から起算して 3 カ月間とします。ただし、当該瑕疵が原因で生じた契約者の損害についての当社の責任は、上記補修を除き免責されるものとします。

## 別紙2 【Storm RTAS】の提供条件に関する特記事項

当社が契約者に対して【Storm RTAS】（以下「本オプション」といいます。）を提供する場合、以下の定めが適用されるものとします。

1 本オプションの利用に関連して、契約者が当社に対して個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定される個人情報をいい、以下同じとします。）又は通信の秘密に該当する情報（契約者のサービスを利用する第三者（以下「契約者顧客」といいます。）に係るものを含みますが、これに限られないものとします。）を提供する場合、契約者は、以下に記載の規約等の内容を遵守し、当該情報が以下に記載の規約等に従って利用されることを承諾するものとします。

適用される規約等	DATA PROCESSING AGREEMENT Storm RTAS - Security Assessment
----------	---

2 契約者は、本オプションを利用することにより契約者と契約者顧客との通話内容その他通信に関する情報を記録し、当社に提供し、又はその他取扱い（以下本条において「通信に関する情報の取扱い等」という。）を行う場合は、契約者顧客に対して以下の事項を説明し、契約者顧客から通信に関する情報の取扱い等に必要となる同意を得るものとします。また、契約者は、契約者顧客との通話内容その他通信に関する情報を当社に提供するにあたり、当該契約者顧客から通信に関する情報の取扱い等に必要となる同意を適切に取得していることを保証するものとします。

- (1) 取得される情報の内容
- (2) 取得及び利用の主体
- (3) 取得される情報の利用目的
- (4) 取得される情報の利用態様
- (5) 取得される情報の利用期間
- (6) 取得される情報に関する問い合わせ窓口
- (7) 同意を撤回できること及び撤回の方法
- (8) 第三者提供（当社への提供を含みますが、これに限られないものとします。）がされる旨及び提供先

3 当社は、前条に定める契約者の義務の履行に疑義が生じた場合、当該履行状況を確認するために必要な対応を契約者に対して求めることができ、契約者はこれに応じるものとします。

4 契約者は、自己の責任において本オプションを利用するものとし、当社は、契約者が本オプションの利用に基づいて行ういかなる行為及びその結果について一切保障及び保証しないものとしします。

5 契約者と契約者顧客その他第三者との間で、本オプションに関連する問い合わせ又は訴訟その他の紛争が生じた場合、契約者は自らの責任と費用負担においてその処理解決にあたるものとし、これに起因して当社が被った損害（訴訟費用、弁護士費用、その他専門家に係る費用を含みますが、これに限らないものとしします。）を賠償するものとしします。

6 本オプションの利用に関して契約者に生じた損害については、当社の故意又は重過失によるものを除き、当社は責任を負わないものとしします。

(以下余白)

附 則

(実施期日) 本規約は、平成 30 年 6 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、平成 30 年 6 月 20 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、令和元年 7 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、令和 7 年 2 月 17 日より実施します。

附 則

(実施期日) この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日より実施します。